

佐世保市空家等対策計画【概要】

① 空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

(1) 総合的な空家等対策の実施

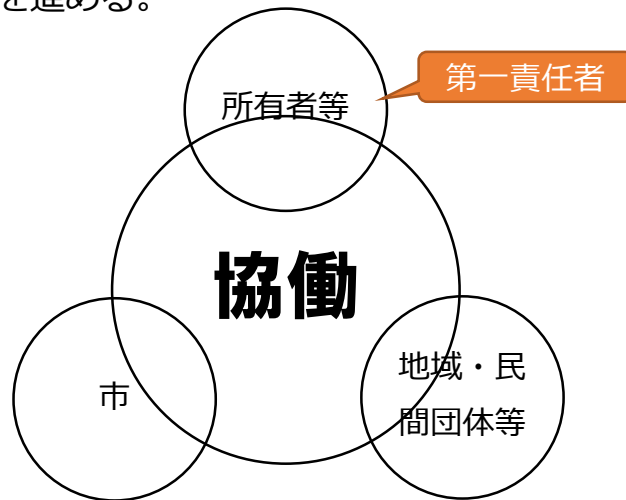
市は、空家等の状況に応じ、適正管理及び活用に向けた対策を総合的に実施する。

(2) 所有者の責任取組

公共性の高い空間への影響のある空家等の所有者等に対して積極的な指導を行い、法的措置を行う際には公平性の確保に努める。

(3) 地域や民間団体等と協働した取り組みの推進

市と地域・民間団体等とが、それぞれの役割やできること等について考え、協働して取り組みを進める。



② 計画の対象

(1) 計画の対象地区

本市全域

(2) 計画期間

平成29～33年度（5年間）

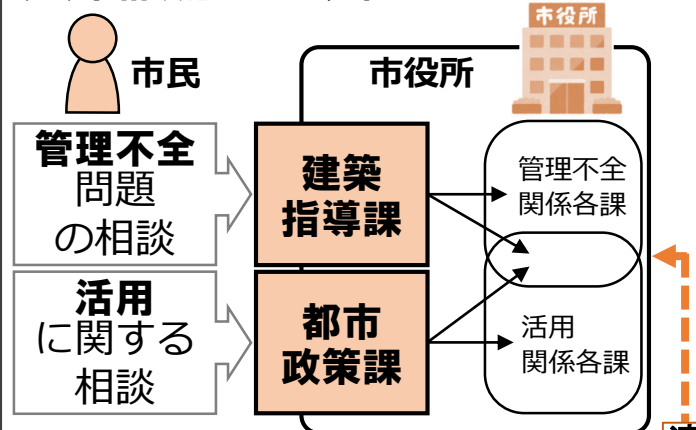
(3) 計画の対象とする空家等の種類

- ・ 特定空家等
- ・ 空家等（本計画期間では主に戸建住宅）

概ね1年間以上利用されていないもの

③ 空家等対策の実施体制

(1) 市相談窓口の一元化

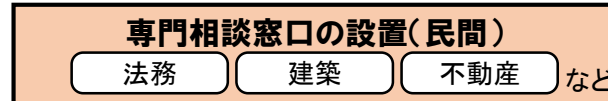


(2) 佐世保市空家等対策庁内検討委員会

関係各課での横断的な対応

(3) 佐世保市空家等対策協議会

市の空家等対策における協議機関



⑤ 空家等の活用

(1) 空き家バンクサイト(させぼ暮らし)

(2) 空家等のリフォーム補助

裏面参照

(3) 移住者の住居やお試し住宅

(4) 各分野における活用の検討

<例> 市民活動団体の拠点、子育て支援施設、福祉施設、災害時対策用地、新規出店の場…など

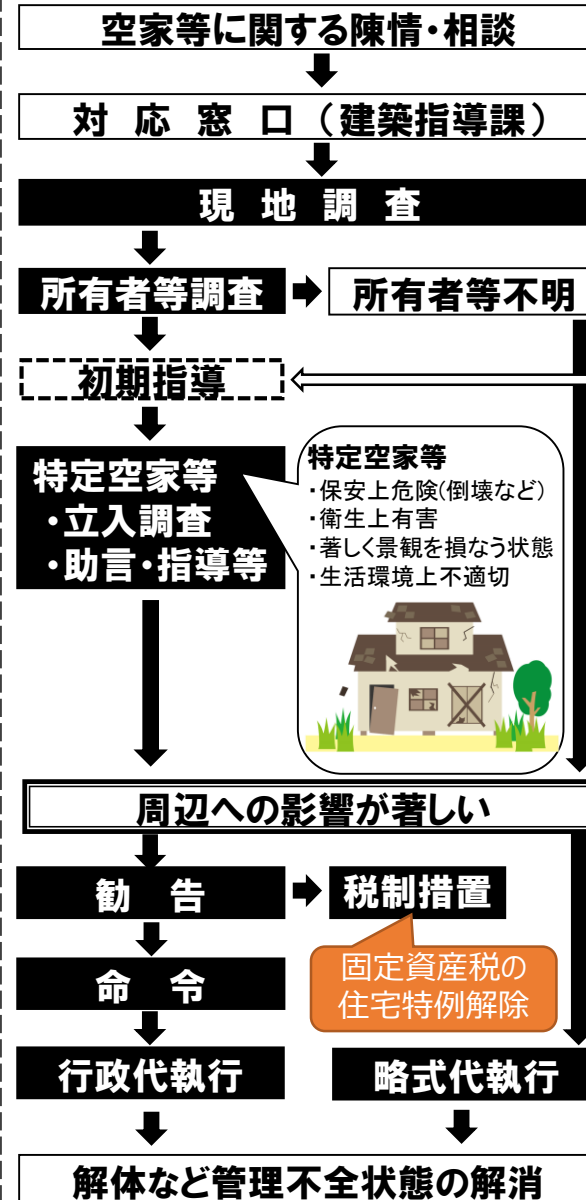


佐世保市空き家バンクサイト
http://sasebo-kurashi.jp/



④ 特定空家等に対する措置

基本的な措置フロー図



凡例 ■内は空家法に規定
□内は条例に規定

※空家法の正式名称は「空家等対策の推進に関する特別措置法」といい、平成27年5月に全面施行されています。

空家の条例

市等の責務、協議会の設置等その他必要な事項を定め、本市における空家等対策を総合的に推進することにより、市民等の生命及び財産の保護を図り、もって市民等の安全で安心な居住環境を確保するとともに、地域コミュニティの活性化、まちづくりの活動の促進及び地域の良好な景観の保全に寄与することを目的とする。

・ 予防のための指導

空家等が特定空家等となることを予防するため必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、その予防のために必要な助言又は指導を行う。

・ 緊急安全措置 ・ 軽微な措置

特定空家等であって、道路、広場その他の公共の場所において、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て、これを避けるために必要最小限の措置を行うことができる。

※この条例は正式名称を「佐世保市空家等対策の推進に関する条例」といい、一部を除いて、平成30年1月1日施行。